

第6回 小田原市水道料金審議会 次第

日時：平成22年1月13日（水）

午後2時から

場所：水道局 第2・3会議室

- 1 第5回 小田原市水道料金審議会の会議録の確認

- 2 料金表（案）等 改定方針について

- 3 その他

以 上

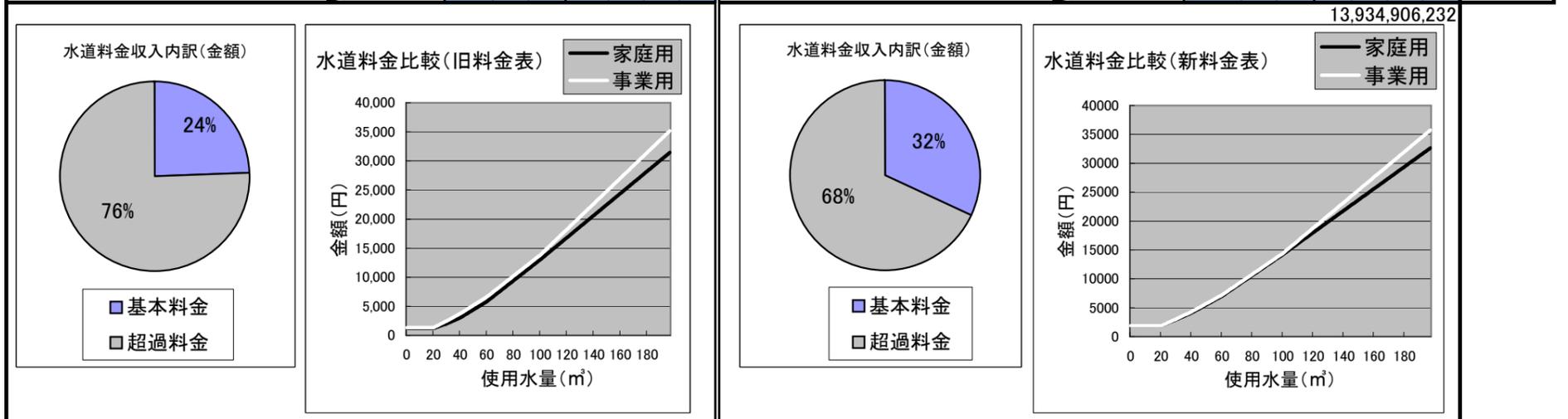
新水道料金・旧水道料金比較

基本料金回収率32%

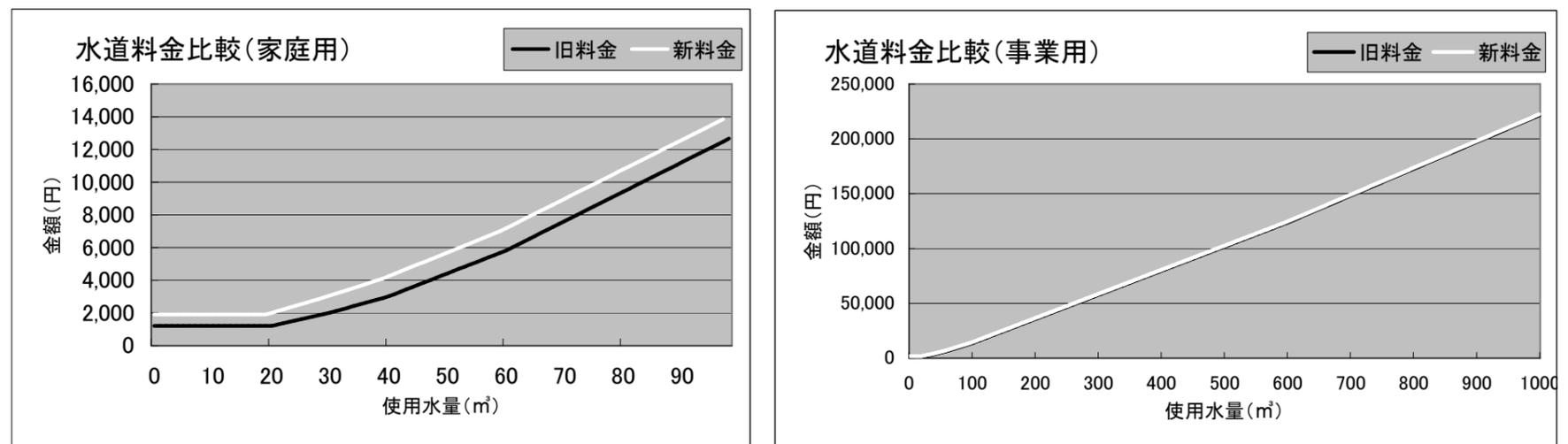
資料7-7

(税抜き)

旧料金表					新料金表					改定率	
用途	区分	単価(円)	水量(m)	金額	用途	区分	単価(円)	水量(m)	金額(円)		
家庭用	基本	0-20	36,672,201	14,927,310	基本	0-20	953	36,672,201	23,320,863	56.23%	
		調定数				1ヶ月					610
	超過	21-30	80	13,522,826	1,081,826,080	超過	21-30	105	13,522,826	1,419,896,730	31.25%
		31-40	100	10,407,190	1,040,719,000		31-40	115	10,407,190	1,196,826,850	15.00%
		41-60	140	11,725,546	1,641,576,440		41-60	145	11,725,546	1,700,204,170	3.57%
		61-100	180	5,938,702	1,068,966,360		61-100	180	5,938,702	1,068,966,360	0.00%
		100-	190	867,097	164,748,430		100-	190	867,097	164,748,430	0.00%
		計		42,461,361	4,997,836,310		計		42,461,361	5,550,642,540	11.06%
	合計		79,133,562	7,615,454,280	合計		79,133,562	9,638,000,868	26.56%		
	事業用	基本	0-20	2,688,990	1,039,840	基本	0-20	953	2,688,990	1,479,056	42.24%
調定数			1ヶ月				670				
超過		21-30	115	914,639	105,183,485	超過	21-30	115	914,639	105,183,485	0.00%
		31-40	125	770,177	96,272,125		31-40	125	770,177	96,272,125	0.00%
		41-60	145	1,224,581	177,564,245		41-60	145	1,224,581	177,564,245	0.00%
		61-100	180	1,651,206	297,217,080		61-100	180	1,651,206	297,217,080	0.00%
		101-600	220	6,293,529	1,384,576,380		101-600	220	6,293,529	1,384,576,380	0.00%
		601-2000	245	3,411,700	835,866,500		601-2000	245	3,411,700	835,866,500	0.00%
		2001-	260	3,958,442	1,029,194,920		2001-	260	3,958,442	1,029,194,920	0.00%
		計		18,224,274	3,925,874,735		計		18,224,274	3,925,874,735	0.00%
合計		20,913,264	4,192,546,795	合計		20,913,264	4,304,987,656	2.68%			
浴場用	基本	0-200	6,000	0	基本	0-200	2,300	6,000	0	0.00%	
		調定数				1ヶ月					2,300
	超過	201-	40	1,965	78,600	超過	201-	40	1,965	78,600	0.00%
合計		7,965	216,600	合計		7,965	216,600	0.00%			
臨時用	基本	0-20	1,735	844,800	基本	0-20	5,200	1,735	998,400	18.18%	
		調定数				1ヶ月					4,400
	超過	21-	365	339	123,735	超過	21-	430	339	145,770	17.81%
合計		2,074	968,535	合計		2,074	1,144,170	18.13%			
共用栓	基本	0-20	5,500	0	基本	0-20	953	5,500	0	56.23%	
		調定数				1ヶ月					610
	超過	21-	80	247	19,760	超過	21-	105	247	25,935	31.25%
合計		5,747	56,360	合計		5,747	83,085	47.42%			
合計	基本	1ヶ月	39,374,426	16,811,950	基本	1ヶ月	953	39,374,426	25,798,319	53.45%	
		調定数				2ヶ月					26,215
	超過		2,331,646	2,868,497,480	超過		2,331,646	4,441,866,480	54.85%		
合計		60,688,186	8,923,933,140	合計		60,688,186	9,476,767,580	6.19%			
合計		100,062,612	11,809,242,570	合計		100,062,612	13,944,432,379	18.08%			



用途別新旧料金比較



家庭用 代表的な水量別金額比較表(2ヶ月)

使用量	旧料金	新料金	差額	改定率
20m³	1,220円	1,905円	685円	56.15%
30m³	2,020円	2,955円	935円	46.29%
40m³	3,020円	4,105円	1,085円	35.93%
50m³	4,420円	5,555円	1,135円	25.68%
60m³	5,820円	7,005円	1,185円	20.36%
70m³	7,620円	8,805円	1,185円	15.55%
80m³	9,420円	10,605円	1,185円	12.58%
90m³	11,220円	12,405円	1,185円	10.56%
100m³	13,020円	14,205円	1,185円	9.10%

事業用 代表的な水量別金額比較表(2ヶ月)

単価	使用量	旧料金	新料金	差額	改定率	単価
95.25	20m³	1,340円	1,905円	565円	42.16%	95.25
98.50	50m³	5,190円	5,755円	565円	10.89%	115.10
102.63	100m³	13,840円	14,405円	565円	4.08%	144.05
111.10	200m³	35,840円	36,405円	565円	1.58%	182.03
116.75	1,000m³	221,840円	222,405円	565円	0.25%	222.41
125.79	2,000m³	466,840円	467,405円	565円	0.12%	233.70
132.56	10,000m³	2,546,840円	2,547,405円	565円	0.02%	254.74
137.83	20,000m³	5,146,840円	5,147,405円	565円	0.01%	257.37
142.05	50,000m³	12,946,840円	12,947,405円	565円	0.00%	258.95

10.67 7.45669291

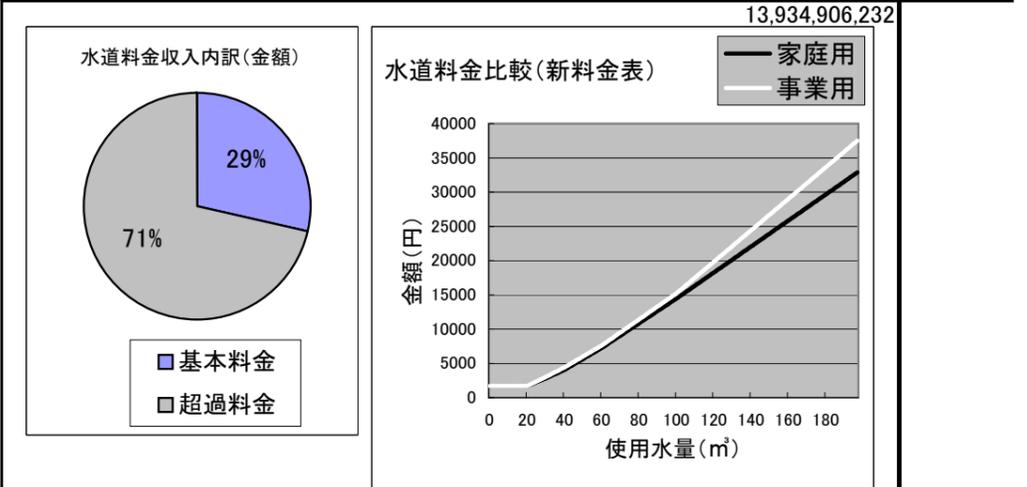
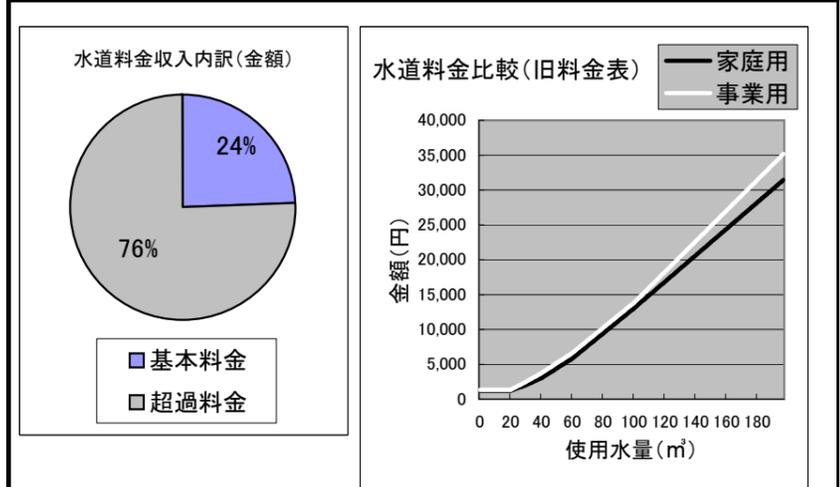
新水道料金・旧水道料金比較

基本料金回収率29%

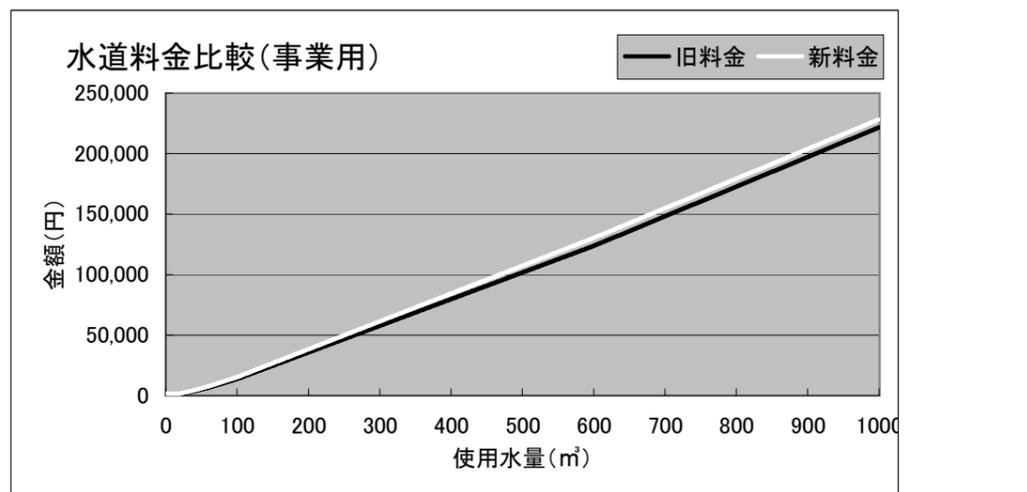
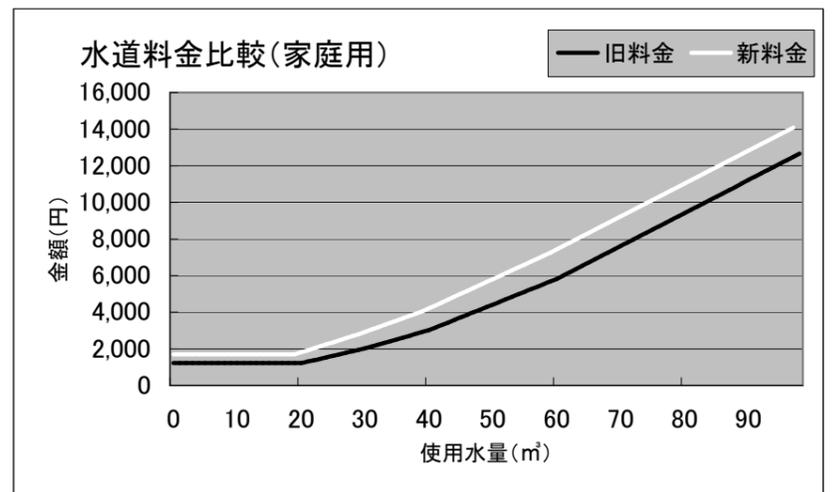
資料7-8

(税抜き)

旧料金表					新料金表					改定率	
用途	区分	段階	単価(円)	H23~H27見込 水量(m³) 金額	用途	区分	段階	単価(円)	H23~H27見込 水量(m³) 金額(円)		
家庭用	基本	0-20		36,672,201	家庭用	基本	0-20		36,672,201	39.34%	
		調定数	1ヶ月	610			24,471	24,471	20,800,350		39.34%
		2ヶ月	1,220	2,133,353	2,133,353	3,626,700,100	39.34%				
	超過	21-30	80	13,522,826	1,081,826,080	超過	21-30	110	13,522,826	1,487,510,860	37.50%
		31-40	100	10,407,190	1,040,719,000		31-40	125	10,407,190	1,300,898,750	25.00%
		41-60	140	11,725,546	1,641,576,440		41-60	160	11,725,546	1,876,087,360	14.29%
		61-100	180	5,938,702	1,068,966,360		61-100	180	5,938,702	1,068,966,360	0.00%
100-		190	867,097	164,748,430	100-		190	867,097	164,748,430	0.00%	
計			42,461,361	4,997,836,310	計			42,461,361	5,898,211,760	18.02%	
合計			79,133,562	7,615,454,280	合計			79,133,562	9,545,712,210	25.35%	
事業用	基本	0-20		2,688,990	事業用	基本	0-20		2,688,990	28.06%	
		調定数	1ヶ月	670			1,552	1,552	1,331,616		28.06%
		2ヶ月	1,340	198,233	198,233	339,969,595	27.99%				
	超過	21-30	115	914,639	105,183,485	超過	21-30	130	914,639	118,903,070	13.04%
		31-40	125	770,177	96,272,125		31-40	140	770,177	107,824,780	12.00%
		41-60	145	1,224,581	177,564,245		41-60	160	1,224,581	195,932,960	10.34%
		61-100	180	1,651,206	297,217,080		61-100	190	1,651,206	313,729,140	5.56%
101-600		220	6,293,529	1,384,576,380	101-600		230	6,293,529	1,447,511,670	4.55%	
601-2000	245	3,411,700	835,866,500	601-2000	245	3,411,700	835,866,500	0.00%			
2001-	260	3,958,442	1,029,194,920	2001-	260	3,958,442	1,029,194,920	0.00%			
計			18,224,274	3,925,874,735	計			18,224,274	4,048,963,040	3.14%	
合計			20,913,264	4,192,546,795	合計			20,913,264	4,390,264,251	4.72%	
浴場用	基本	0-200		6,000	浴場用	基本	0-200		6,000	0.00%	
		調定数	1ヶ月	2,300			0	0	0.00%		
		2ヶ月	4,600	30	138,000	2ヶ月	4,600	30	138,000	0.00%	
超過	201-	40	1,965	78,600	超過	201-	40	1,965	78,600	0.00%	
合計			7,965	216,600	合計			7,965	216,600	0.00%	
臨時用	基本	0-20		1,735	臨時用	基本	0-20		1,735	18.18%	
		調定数	1ヶ月	4,400			192	844,800	1ヶ月		5,200
		2ヶ月	8,800	0	0	2ヶ月	10,400	0	0	18.18%	
超過	21-	365	339	123,735	超過	21-	430	339	145,770	17.81%	
合計			2,074	968,535	合計			2,074	1,144,170	18.13%	
共用栓	基本	0-20		5,500	共用栓	基本	0-20		5,500	39.34%	
		調定数	1ヶ月	610			0	0	0		39.34%
		2ヶ月	1,220	30	36,600	2ヶ月	1,700	30	51,000	39.34%	
超過	21-	80	247	19,760	超過	21-	110	247	27,170	37.50%	
合計			5,747	56,360	合計			5,747	78,170	38.70%	
合計	基本	0-20		39,374,426	合計	基本	0-20		39,374,426	37.58%	
		調定数	1ヶ月	26,215			16,811,950	1ヶ月	26,215		23,130,366
		2ヶ月	2,331,646	2,868,497,480	2ヶ月	2,331,646	3,966,858,695	38.29%			
超過			60,688,186	8,923,933,140	超過			60,688,186	9,947,426,340	11.47%	
合計			100,062,612	11,809,242,570	合計			100,062,612	13,937,415,401	18.02%	



用途別新旧料金比較



家庭用 代表的な水量別金額比較表(2ヶ月)

使用量	旧料金	新料金	差額	改定率
20m³	1,220円	1,700円	480円	39.34%
30m³	2,020円	2,800円	780円	38.61%
40m³	3,020円	4,050円	1,030円	34.11%
50m³	4,420円	5,650円	1,230円	27.83%
60m³	5,820円	7,250円	1,430円	24.57%
70m³	7,620円	9,050円	1,430円	18.77%
80m³	9,420円	10,850円	1,430円	15.18%
90m³	11,220円	12,650円	1,430円	12.75%
100m³	13,020円	14,450円	1,430円	10.98%

事業用 代表的な水量別金額比較表(2ヶ月)

単価	使用量	旧料金	新料金	差額	改定率	単価
85.00	20m³	1,340円	1,715円	375円	27.99%	85.75
93.33	50m³	5,190円	6,015円	825円	15.90%	120.30
101.25	100m³	13,840円	15,215円	1,375円	9.93%	152.15
113.00	200m³	35,840円	38,215円	2,375円	6.63%	191.08
120.83	1,000m³	221,840円	228,215円	6,375円	2.87%	228.22
129.29	2,000m³	466,840円	473,215円	6,375円	1.37%	236.61
135.63	10,000m³	2,546,840円	2,553,215円	6,375円	0.25%	255.32
140.56	20,000m³	5,146,840円	5,153,215円	6,375円	0.12%	257.66
144.50	50,000m³	12,946,840円	12,953,215円	6,375円	0.05%	259.06

10.67

8.5

9662

7553

資料7-7と資料7-8の違いと特徴

資料7-9

	資料7-7		資料7-8	
	家庭用	事業用	家庭用	事業用
基本料金	1,905円		1,700円	1,715円
基本料金設定条件	神奈川県営水道の20m ³ の料金(1,932円)と同水準とした。		基本料金改定の影響の大きさを考え、基本料金改定率を40%を超えないように設定した。	1,905円の1割減。
基本料金回収率	32%		29%	
基本料金改定率	56.15%	42.16%	39.34%	27.99%
逡増度	使用水量の少ないランクの超過料金単価を値上げしたため、逡増度が緩和した。	超過料金単価は据え置き。	使用水量の少ないランクの超過料金単価を値上げしたため、逡増度が緩和した。 資料7-7に比べて基本料金が安いいため、超過料金の値上げ幅は大きくなっている。	使用水量の少ないランクの超過料金単価を値上げし、600m ³ 以上は据え置いたため、逡増度が緩和した。 資料7-7に比べて基本料金が安いいため、超過料金の値上げをしなければならなかった。
ランクごとの改定率	21m ³ ～30m ³ 31.25% 31m ³ ～40m ³ 15.00% 41m ³ ～60m ³ 4.57% 61m ³ ～100m ³ 0.00% 101m ³ ～ 0.00%	一律0%	21m ³ ～30m ³ 37.50% 31m ³ ～40m ³ 25.00% 41m ³ ～60m ³ 14.29% 61m ³ ～100m ³ 0.00% 101m ³ ～ 0.00%	21m ³ ～30m ³ 13.04% 31m ³ ～40m ³ 12.00% 41m ³ ～60m ³ 10.34% 61m ³ ～100m ³ 5.56% 101m ³ ～600m ³ 4.55% 601m ³ ～2000m ³ 0.00% 2001m ³ ～ 0.00%
家庭用と事業用の格差	基本料金は家庭用・事業用を同額とし、超過料金については、家庭用のみ値上げしたため、家庭用は事業用に近づき、格差は縮まっている。		基本料金の格差は120円から15円へと縮まった。事業用の超過料金は、家庭用の超過料金の値上げ額より小さくしたため、格差は縮まっている。但し、資料7-7よりは縮まり幅は小さい。	
1m ³ 当たりの平均単価 (供給単価)	121.79円	205.85円	120.63円	209.93円
その他	値上げ額は、30%を占める基本水量使用者よりも、基本水量を超える使用者の方が大きくなる。 生活弱者と言われる方が基本水量以内の使用料であれば良いが、基本水量以上使用していた場合は(30m ³ や40m ³)負担が大きくなる。			

これまでの審議内容のまとめ

1. 小田原市水道事業の現状

1. 平成17年に発生した小峰送水管の劣化破損により発生した断水事故は、5日間にわたって約7,000世帯が断水し、市民が不便な生活を送ることとなった。このような事故を未然に防ぐためにも、老朽化した水道管を計画的に更新しているが、多くの老朽管が残存しており、また、老朽化した配水池や、緊急時対応には容積が不足する配水池、耐震診断の結果改修が必要とされた配水池などもある。
2. 老朽管の更新事業や、地震・災害に備えるための施設の耐震化事業などは、早急に対応していく必要がある。そのため「おだわら水道ビジョン」に基づき、計画的に事業を進める。
3. 老朽管の更新事業や、地震・災害に備えるための施設の耐震化事業には、直接的に収入増加に結びつかない事業でありながら、多額の費用が必要となるが、水道事業は独立採算制で経営されているため、全ての事業費を水道料金や加入金で賄わなければならない。
4. 単身世帯の増加や、核家族化、少子化などのライフスタイルの変化や、環境問題への意識の高まりを背景とした、節水意識の向上や節水型機器の普及により、水需要が減少している。そのため、基本水量内の使用者が増加しており、一般家庭用の基本料金は、実際のコストより大きく軽減されているため、料金収入の減収を大きくする原因となっている。
5. 不景気の影響により、企業のコスト削減、大口需要者の水道から井戸水への転換が相次ぎ、事業用の水需要の減少は、一般家庭よりも大きい。また、生活用水の低廉化のために、生活用水の低額化分を大口需要者が負担する仕組みになっているため、大口使用者の使用水量が減少すると、料金収入の減少率は、使用水量の減少率よりも大きく減少している。
6. 1^m当たりの単価の高い料金区分の使用水量が減少し、1^m当たりの単価の低い料金区分の使用水量が増加しているため、供給単価（1^m当たりの平均販売価格）が給水原価（1^m当たりの製造原価）を下回る逆ざや現象が発生している。

2. 料金改定の可否について

1. 市民が安心して生活していくには、施設や老朽化した配水管の更新、耐震化が不可欠であるが、施設や老朽化した配水管の更新、耐震化事業には、おだわら水道ビジョン期間中に約128億円もの費用がかかる。
2. 業務を民間委託したり、人件費の削減など、コストの削減に努めている。職員数は、ピーク時の昭和60年度は105名いたが、平成21年度は61名となっている。
3. 未収金の回収にも努め、平成20年度分の未収金の残高は約370万円であり、収納率は99.8%と高い水準になっている。
4. 水道料金の減収の要因が、市民のライフスタイルの変化や、節水型社会への転換など、社会構造の変化によるものであるため、現時点では水道事業として特段の対策を取ることが困難である。
5. 事業にかかる費用を回収するためには、水道料金を改定して値上げするか、企業債（借金）を増やすことになるが、今後の水道料金収入の増加が見込めないため、後年度の負担を考えると、企業債を増やすことは適当ではなく、ある程度水道料金を値上げすることは、市民生活へ与える影響を考慮しても、止むを得ないものがある。

3. 改定率について

1. いつまでも水道水を安定供給するために、所要の事業を計画的に進めていくには、水道事業の健全経営の確保が必要である。そのためには、
 - ・ 収益的収支で単年度決算が赤字にならないこと。
 - ・ 内部留保資金は、不慮の事故や災害等が発生した場合に発生する費用約3億円と、事故や災害により収入が減少した場合でも支払いの遅延が許されない企業債の支払利息が約4億円、元金償還金が約6億3千万円あるため、約15億円程度を留保すること。
 - ・ 今後は、施設の拡張から維持・管理の時代に移行していくので、内部留保資金を確保するように努めるとともに、事業費の企業債への依存度を減らしていく必要があるため、起債借入額は元金償還金以内の借入れとし、概ね6億円とする。の3つの方針をクリアすること。
2. 水道料金改定の算定期間は、将来の財政推計には不透明感が大きいいため、算定期間を10年間とせず5年間とすることとし、市民が安心して日常生活を送るためには、施設や老朽管の更新や耐震化は急務であるため、料金改定は早急に行うことが望ましい。

3. 以上のことから、水道料金の改定は平成23年とし、算定期間は平成23年から平成27年までの5年間とする。料金改定率は、概ね18%程度の値上げが適当である。

4. 水道料金体系について

1. 水道使用者の負担割合を決定することになる水道料金体系は、受益者負担の原則に則り、公平な負担を求めるものでなければならず、かつ、健全な経営ができるように、財政基盤が安定する収入を確保できるものでなければならない。ただし、水道事業は市民生活に密着したものであり、生活用水に求める負担には配慮も必要である。
2. 小田原市が従来から採用している水道料金体系は、負担を大口需要者に求めることで、一般市民の生活用水を低廉化する役割を負ってきたが、これまでのように生活用水の低額化分の負担を、大口使用者に過度に求めるような水道料金体系を引き続き採用することは難しくなっている。
3. 家庭用の基本料金は、実際のコストより大きく軽減されているが、その軽減分を負担していた大口需要者の使用水量が減少しているため、生活用水への配慮という点を考慮しても、使用水量の少ない使用者にも適正な負担増を求めざるを得ない。
4. 受益者負担の原則から、使用者に公平な負担を求めるためには、水道料金収入に占める基本料金の割合を増やし、逡増度を緩和し、家庭用と事業用の料金格差を縮小する水道料金体系へ移行する必要がある。
5. 基本料金で回収する率については、総括原価を需要家費、固定費、変動費の3つに分解し、需要家費と固定費を基本料金へ、変動費を超過料金へ配分することが理想であるが、基本料金が高額になりすぎ、極端な料金体系となってしまう。
6. 上記の基本料金での回収率を下げるため、需要家費を基本料金へ、変動費を超過料金へ、固定費は施設利用率をもって、基本料金と超過料金に配分することが望ましい。この場合、基本料金の占める割合が39%となる。
7. 家庭用の料金を引き上げ、事業用の料金を引き下げて、料金格差をなくすことは、受益者負担の原則から、利用者に公平な負担を求めることになるが、家庭用の負担が大幅に増えるため、事業用の料金の引き下げは行わず、格差の縮小に留める。また、逡増度の緩和についても、一般家庭の負担を増やすことにつながるため、大幅な緩和は行わないようにする。

※ 第6回水道料金審議会の審議内容は、掲載しておりません。

小田原市水道料金審議会 会議録

会議名	第6回 小田原市水道料金審議会	
日時	平成22年1月13日（水）14時～16時10分	
場所	水道局第2・3会議室	
次第	1 第5回小田原市水道料金審議会会議録の確認 2 料金表（案）等 改定方針について 3 その他	
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・新水道料金・旧水道料金比較（基本料金回収率 32% 基本料金 1,905 円） ・新水道料金・旧水道料金比較（基本料金回収率 29% 基本料金 1,700 円） ・資料7-7と資料7-8の違いと特徴 ・これまでの審議内容のまとめ 	
出席者	審議会	武松会長、茂庭副会長、大西委員、木村委員、園田委員、 岳下委員、檜山委員、三浦委員、讓原委員
	事務局 （市）	局長、次長、技術指導担当参事、営業課長、給水課長、 水質管理課長、営業課長補佐、工務課長補佐、 営業課担当者4名
傍聴者	0人	

営業課長補佐の司会により、渡辺委員の欠席の報告と第7回小田原市水道料金審議会の開催日程について、事務連絡が行われる。(第7回小田原市水道料金審議会は、平成22年1月28日(木)午後2時～)

営業課長補佐から武松会長に進行が移り、第6回小田原市水道料金審議会が開会される。

武松会長

本日の出席委員は、委員総数の2分の1以上が出席しているため、小田原市水道料金審議会規則第5条第2項の開催要件を満たしていることを報告します。

武松会長

次第のとおり、進行させていただきます。

始めに、次第1、「第5回小田原市水道料金審議会会議録の確認」について、内容をご覧になって、言い回しや発言趣旨が違っているなど、お気付きの箇所がありましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

<修正箇所の発言>

譲原委員

会議録の16ページ、「工業用水道が無いところは、浄水を工業用に使っているのに、それなりに単価が高くなる。しかし、それなりに需要があるので、端的な比較は少し危険と思われる。」との発言があるが、しかし以降、「それなりに事情があるので」と申し上げました。

武松会長

事務局におきましては、譲原委員の発言内容につきまして、訂正をお願いします。

営業課長補佐

譲原委員の発言内容につきましては、「需要」を「事情」に訂正し、差替えを行います。

武松会長

続きまして、次第の2「料金表（案）等 改定方針」につきまして、前回の審議会におきまして、

- ・料金算定期間は5年間とすること。
- ・起債借入額は概ね6億円とすること。
- ・平均料金改定率は18%とすること。

以上の3点につきまして、委員の皆様のご了解が得られております。

前回は、その後、料金表（案）につきまして事務局から説明がありましたが、時間の都合上、審議に入ることができませんでした。本日、あらためまして、料金表（案）につきまして、審議をしてみたいと思います。

料金表（案）につきまして、前回の事務局の説明を確認いたしますと、現行の料金表については、

- ・「基本料金での回収」
- ・「家庭用と事業用の格差（開き）」
- ・「多く使えば使うほど料金が高くなる逓増度」

という問題点が挙げられ、これを是正するための方針といたしまして、基本料金と従量料金の単価設定を行った場合の新旧料金表の提示がありました。前回の審議会資料の7-3と7-4がこの資料でございます。

審議会として、事務局から提示がありましたこれらの考えや方針につきまして、審議を行ってみたいと思いますが、料金表につきましては、「基本料金の考え」、「家庭用・事業用の改定方針」、「逓増制の緩和についての方針」と色々と分かれております。

審議事項が色々と分かれてしまうと分かりにくく、また混乱してしまいますので、審議事項の整理をし、順番に審議をしてみたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

武松会長

始めに、本日、お手元に配付してあります資料7-7、資料7-8、資料7-9につきまして、事務局からの説明をお願いします。

営業課担当者

それでは、ご説明申し上げます。

※次の資料を使用し、別紙（P 2 6）のとおり営業課担当者から説明

- ・資料 7-7：新水道料金・旧水道料金比較
(基本料金回収率 32% 基本料金 1,905 円)
- ・資料 7-8：新水道料金・旧水道料金比較
(基本料金回収率 29% 基本料金 1,700 円)
- ・資料 7-9：資料 7-7 と資料 7-8 の違いと特徴

武松会長

資料 7-7、資料 7-8 につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

譲原委員

本日、新しい料金表が提示されているが、基本的な考え方に関わる問題であるので、あらためて整理させていただきたい。

用途区分を 5 区分にされている理由が一つ。基本水量が一ヶ月 10 m³、浴場用は 100 m³ ありますが、基本料金制を採り、全用途で基本料金が違っているわけですけれども、割安な料金になっている。家庭用・事業用は逡増制を採ってられるけれども、これらのことは、基本的にどういう考え方によるものなのか。

その考え方に沿って、料金体系が考えられていると思うが、どのような考え方によるものなのか。それから、その考え方が次回以降の改定においても踏襲されていると思うが、部分的に修正をされるところもあるのでしょうか。

新しい料金体系の問題で、その基本的な考え方を部分的に修正されているのかなと思われる部分も無くはない。本日渡された料金表を精査できる時間も無いため、私自身も分かりにくいものですから、基本的な考え方はどういう考え方で、料金体系ができているのか。この料金体系に関する基本的な考え方は今後も踏襲されるのか。あるいは、部分的にも修正されていく考えに立っていくのか。その基本的なところをあらためて整理をさせていただきたい。

始めに用途区分について、現状の用途区分の分けについては、以前からであります。以前、家庭用は普計栓、事業用は特計栓と言われていた。明確ではないが、家庭用を保護し、家庭用を安くしようという考えがあったと思います。事業用は、水を商売に使われているため、ある程度高い料金、という考えがあったと思います。浴場用は、皆さんが使われるので、基本料金と超過料金を安くという考えでございます。臨時用は、工事用や海の家でございます。一時的に使うものであるため、単価が高いということでございます。共用栓ですが、以前は長屋のような所で数件あったと思いますが、現在、共用栓は早川に一件しかありません。用途区分の5区分については、以前から継承されてきているものということでございます。浴場用につきましては、現在、お風呂屋さん自体が廃業されているため、実際には一箇所しかなく、臨時用についても、工事用や海の家であるため、栓数は増えたり減ったりしています。共用栓は一箇所です。このように、用途区分は、大きくは家庭用・事業用の分けだけになると考えます。家庭用の調定数と事業用の調定数を比較した場合、家庭用の調定数の方が多く、桁数が違います。事業用の調定数は少ないが、金額的には大口の需要者が多く、その大口の需要者の料金収入により保っているということになっていきます。

基本料金の考えは、これまでは安い単価で供給しようという趣旨がありましたが、今回の改定では、前回の審議会でもご説明しましたように、ある程度は基本料金で回収したいという考えから、基本料金での回収率を24%から増やしたいという考えであります。

逓増制の考えは、たくさん水量を使う人には、ある程度の金額を負担していただくという考えでございましたが、料金が高いということになりますと、井戸水に転換するということもございますので、逓増制をある程度解消していきたいという考えであります。前回の審議会から、いくつかの料金表を提示させていただいておりますが、まず、第一は基本料金ということになります。基本料金が1,905円の場合、改定率が56.15%になります。また、1,700円では39.34%になります。今回の料金改定では基本料金にある程度ウエイトを置きたいが、一度にここまでウエイトを置くことができるものであるのか、審議いただければと思います。

営業課長

逡増制につきましても、超過料金を増やさず、0%の改定率にできれば良いが、その場合、基本料金に負荷が掛かってくるということになります。基本料金が1,905円の表と1,700円の表の違いは、事業用を見ていただければ顕著でございます。1,905円の表の事業用につきましては、超過料金の伸び率がありません。1,700円の表では、ある程度超過料金の伸び率がございます。超過料金の伸び率分だけ、基本料金の改定率が下がっているということでございます。基本料金に負荷を掛けるか、基本料金を安くして、超過料金に負荷を掛けるか、ということでございます。水道局として、激変という形が良いのか、それとも少しずつ修正をしていく方が良いのかという考えは、今のところございません。審議会で、ご意見をいただきながら考えていきたいと思っております。

回答になったか分かりませんが、以上でございます。

武松会長

他にございますでしょうか。

武松会長

それでは、まず始めに基本料金について審議してまいりたいと思えます。

前回の審議会で事務局から提示がありました資料7-2ですが、需要家費・固定費を基本料金で回収する場合は、基本料金での回収が水道料金収入のうち、94%になるとのことです。この回収率はあまりにも極端な例であるため、事務局からは、資料7-3で具体的な数字が示されております。

また、本日、新たな資料として資料7-7と資料7-8が配布されております。資料7-7は、基本料金を1,905円としたもの、資料7-8は、基本料金を1,700円としたものであります。これらの資料を元に事務局の基本的な考え方と方針のとおり、基本料金での回収割合を増やすという方向でよろしいかどうか。そして、その場合の基本料金の回収割合はどの位が良いか。ご意見がございましたら、お願いいたします。

基本料金1,905円と1,700円という少ない差ではございますが、超過料金の改定は、かなり変わってくるという非常に微妙なところでもあります。質疑も含めお願いいたします。

園田委員

資料7-9、その他の欄に「生活弱者と言われる方が、基本水量以内の使用量であればよいが、基本水量以上使用していた場合には、負担が大きくなる」という記載がある。実態として、生活弱者と言われる方が基本水量以内の使用水量であると言えるのでしょうか。

武松会長

水道局で把握ができていないか分かりませんが、単身の世帯もあれば4、5人の世帯もある。人数の多い世帯では使用水量も多いと思われる。

営業課長

厳密に全てを把握してはいないが、生活保護の方は下水道使用料が減免になっております。このデータから、水道料金が基本料金のみである割合は、約53%であります。20m³～30m³が19.8%、30m³～40m³が10%、40m³～50m³が7.7%、50m³～60m³が4%であります。一番多く使っている方で、100m³以上使ってられる方もいます。100m³以上は16件あります。約半分の方が20m³以上を使われているので、生活保護の方が全て基本水量以内ということではございません。

譲原委員

生活保護費を計算する時に、水道料金を一定額見ているはずであるが、水道料金をどう見ているか、把握されていますか。
それにより、影響の度合いが違ってくる。

営業課長

現時点で把握はしていないので、次回までに確認します。

譲原委員

基本料金以内の方が多く、その方々に対して基本料金の値上げ部分が、そのままアップに繋がり、超過料金の値上げが比較的小さいというその恩恵を受けられないので、少し酷であると思われるが、水道事業そのものが、いわゆる施設産業であるから、固定的な費用がたくさん掛かっている。固定的な費用がたくさん掛かっている下において、基本料金を増額するという方向は賛成である。ただ、どこまで値上げしたら良いかということについて、これが良いという線が私自身見えていません。ただ、基本料金以内で済んでられる方がたくさんいられると、少し酷な方がたくさん出てしまうのかな、という感じはします。

営業課長

資料7-7、7-8の下段、代表的な水量別金額比較表に単価が記載してあります。これは1m³当たりの単価でございます。以前配布した表に給水原価がございすけれども、平成21年度ベースで136.42円でございます。平成22年度ベースでは約140円になります。資料7-7で見た場合、水道水を作るための単価が約140円掛かっています。これを家庭用で回収するためには、100m³以上使用していただかないと回収できないという現状でございます。

営業課長

基本料金の方は、約140円の原価が掛かった水道水を約95円で買っていただくこととなります。こちらの表も審議の参考にしていただければと思います。

木村委員

基本料金を中心に見た方が、話しを進めていくにはいいと思う。確かに一時的に負担増になると思われるが、水道事業の採算をある程度、重んじていかないと、後に付けを残す事になるので、ある程度、基本料金にウエイトを置くという考えの方が良いと、私自身はそのように思う。

譲原委員

一般の家庭用で基本料金以内はどれほどか。割合を伺いたい。

営業課長

前回の審議会の資料1にありますが、約2万件が基本料金である。約30%であります。

営業課長

確認でございますが、現状の家庭用を見ていただきますと、基本水量1 m^3 当たりの単価は61円です。平成21年度ベースでの給水原価は、136.42円でございます。136.42円で製造した水道水を、基本水量の方には61円で供給していることとなります。これをある程度解消したいということで、ご審議いただいております。資料7-7、資料7-8のとおり、基本水量1 m^3 当たりの単価を約95円、85円にしていかないと今後は経営が維持できないということでございます。基本水量1 m^3 当たりの単価を約95円、85円とした場合でも給水原価は約140円ですから、まだ乖離はございます。ただ、一度に140円にはできません。その辺りを考慮していただければと思います。

また、資料7-7の下段、代表的な水量別金額比較表の事業用を見ていただきたい。使用水量が50,000 m^3 の大口需要者には、1 m^3 当たり約258円という単価で買っている。大口需要者が負担をしている分、家庭用が安いという構造でございます。ただ近年、大口需要者の方の使用水量が減少しましたので、その負担の構造は変えざるを得ないというのが現状でございます。生活保護の方を含め、基本料金以内で生活してられる方々が約30%いられます。その辺りも考慮していただければと思います。

武松会長

基本料金は、県内で何位であるとか。表に出やすく、話題になりやすい数字でございます。

基本料金につきましては、基本料金での回収割合を増やすという方向で確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

武松会長

それでは、次に基本料金での回収割合についての審議を行ってまいります。回収割合につきましては、基本料金が1,905円であれば32%、1,700円であれば29%、というようなことになっておりますが、ご意見があれば、お伺いしたいと思います。

大西委員

どちらの数字を選択しても全体的な数字は変わらないわけですね。

営業課長

そうです。平均改定率は18%です。どこかを下げれば、どこかを上げなければならない。逆にどこかが上がれば、どこかが下がるということです。

譲原委員

一度に50%を超える改定率というのはね。

営業課長

資料7-7の基本料金1,905円の場合、基本料金の改定率は約56%となる。ただ、ここまで改定しないと、今度は超過料金で負担していただくことになる。

資料7-7、7-8の下段、代表的な水量別金額比較表の改定率の欄を参考にさせていただきたい。

大西委員

基本料金以内の方が約30%を占めているが、それ以外の方が水道水の利用を控え、基本料金以内の方が増える可能性はあるか。

営業課長

その時点でないと分からないが、差額の欄をご覧いただきたい。家庭用の基本料金の改定による差額は2ヶ月で、資料7-7は685円、資料7-8は480円である。また、40m³ないし60m³使われる方も多い、例えば60m³の場合、資料7-7は1,185円、資料7-8は1,430円である。どこに焦点を置くかにより変わるものであります。

- 武松会長 少し話を絞るために、回収率39%の話しをしますと基本料金での改定率が家庭用だと89.34%と、かなり極端な値上げになるということもありますので、資料7-7、資料7-8で判断していくということはいかがでしょうか。
- 檜山委員 基本料金からの回収を確保したいということであつたが、誰もが水道施設を使用しているわけであるので、基本料金からの回収の割合を増やすということは分かる。家庭用を主に話しをしているが、資料7-4で基本料金の改定率89.34%は論外という気がするが、資料7-7で基本料金での回収率32%でも改定率は56.15%と、約1.5倍になる。
- 武松会長 割合で考えるか、金額で考えるかである。これまで金額が低く抑えられて来た経緯があると思われる。
- 営業課長 元の料金が安いので、率で見ると高くなります。
- 檜山委員 例えば、資料7-1にある一律18%の値上げとした場合には、企業やたくさんの水道水を使う人の値上げの影響が大きいので、大口需要者が逃げてしまうのではないかということであるのか。
- 営業課長 そうです。
大口需要者の方々に負担していただいた分、家庭用が安いという構造が崩れていくこととなります。
- 大西委員 大幅な値上げとなれば、大口需要者は減少することとなる。
- 営業課長 そうです。
現在、事業用のウエイトが高くなっているが、ある程度下げたい。その場合は、事業用の伸び幅は少なくなります。
- 大西委員 小田原市全体の問題として、企業にも来てもらわなければ困るし、水も使ってもらい事業を活発に行ってもらわないと困る。水道だけの問題ではないと思う。事業者の負担については考慮しなければならない気がする。
- 譲原委員 長期的な料金戦略として、次の料金改定の時にも基本料金部分を他の部分よりも相当額増額する、という方針を考えていられますか。今回の料金改定で大きく値上げしておきたい、という方針を考えていられますか。

営業課長

基本料金だけを値上げしてその他の部分の値上げをしないということは無理である。基本料金の改定率を56.15%、または39.34%とすることについて、こんなに値上げをして理解が得られるのか、苦慮しているところであります。

譲原委員

ある程度長期的な戦略は必要ではないですか。

大西委員

結局はどの道を通っても値上げしないといけないということで、どの道を選択するかという話しですが、長期的な戦略は必要であると思いません。

営業課長

急激な変革は無理だと思います。

基本料金へシフトしていきたいという考えはある。ご審議いただきたいのは、基本料金の改定率は56.15%、また39.34%でよいのか。

または、基本料金にシフトした場合、影響が大きいので、そのことに配慮し、もう少し改定率が低くならないのかというご意見の場合には、改定率を考えざるを得ないが、基本料金の適当なパーセンテージをお示しいただきたいと思っております。

また、今回の改定方針が次の料金改定の時に、「前回の方針はこの通りでしたので踏襲します」ということになり、次回の審議会でも今回の考えや方針が踏襲されるのか、分かりません。次回もやはり審議会にお願いし、ご審議いただくことになると思えます。

大西委員

今回は審議委員も変わるが、社会を取り巻く環境も変わる。いずれにしても先送りにして良いというわけではないので、長期的な問題と、直近の問題とを加味して何パーセントにするのかという点を探ることになると思われる。

茂庭副会長

皆さんの議論の方向で賛成であるが、この前の資料7-2に設備費を全部基本料金に配賦した場合、基本料金が約2,800円になるとありました。基本料金の議論から言えば、本来はそれでいくべきだと思います。設備費は基本料金でもらい、ランニングコストを水量に配賦すべきということは分かります。ただ、この前も申し上げましたが、設備費をすべて公平に分配して良いものなのか。大口には当然それなりに大口径のパイプを用意するために工事費が高いのです。一般家庭より高いわけですから基本料金にある程度の傾斜があつてしかるべきであります。ただ、基本料金に傾斜を設けるわけにいきませんから、その分だけ小口の基本料金を大口よりも下げていくというところで、適切にするという考え方が妥当なのかなと思います。

茂庭副会長

ただ、将来的な料金体系はこのようにしたいが、値上げ率を抑えるためにこの料金体系でいく。という考え方でいていただいて、将来的には、口径別料金をベースにした考え方を取り込んで、基本料金の考え方を引き継ぐべきではないかと思います。

大西委員

他市町でも口径別で料金体系としているところもありますから、今後は、その方向も模索していく必要があるということですね。

武松会長

前回の資料4で、年間大口使用者ベスト30という表がある。第1位の工場の使用水量は約33万m³で、次いで環境事業センターが約14万m³になっている。もしも、この第1位の工場が井戸水に切り替えると、とたんに料金改定をしなくてはならないような危機的な状況にあるということでもあります。

園田委員

工場などでは、省エネなど色々な改善を行いながら、できるだけ使用水量を少なくしようと一生懸命行っている。基本料金の1,700円と1,905円を比べた場合、1,700円の場合は超過した分に関しては値上げが大きく、1,905円の場合はランクごとの改定率は一律0%と、いうことで、企業としては基本料金が高くて、水道水を使っても値上げの影響が出ないという選択をしないと、井戸水へ切り替える企業が結構出てくるのではないかと思われる。私自身も家庭人であるので、基本料金は安い方がいいが、企業の側から考えた場合には、基本料金は高い方がいいという考え方になる。どちらを選択するか、大変難しいが、この際、基本料金は高めに設定し、一気に五十数パーセントに持っていくという考え方もあるのではないかと思います。

岳下委員

井戸水を引くことは、費用の面で大きな負担とならず、簡単にできるものなのでしょうか。

茂庭副会長

そのような会社は、いくつかあります。井戸を掘るためには当然お金が掛かりますが、それは井戸会社の負担になります。例えば、病院の受水槽に井戸水を供給します。供給すると当然お金が掛かるわけですが、水道料金の範囲内、例えば水道料金を毎年1千万円支払っていた場合、井戸会社は、その7掛けで結構ですから、その料金をこちらにくださいと言い、水道局には井戸会社から水道料金が支払われます。ユーザーから支払われる金額と水道料金に差額が出ますので、井戸会社はその差額で投資を回収します。井戸会社は、3年から5年ほどで投資を回収します。ユーザーは、水道料金が今までより安くなり、負担が軽くなります。井戸会社は、大口に入らないとメリットが無いので、小口には来ません。

- 大西委員 小田原は水がすぐに出るところですから、井戸水を併用されている家庭もある。お風呂や庭の水撒きは井戸水を使って、食事や飲料水は上水道を使うという家庭もある。
- 茂庭副会長 家庭用の場合は、水道施設の配水管から直結されている。このようなところでは井戸会社の事業はできません。ビルやマンションなど、受水槽を持っていて、そこに水が供給され、建物側のポンプで各部屋に供給されているようなシステムがありますが、その受水槽に井戸水を入れることになります。
- 営業課長 平成16年度以降、井戸水にしたところが、病院や店舗など10社ほどあるが、一年間で約1億3,700万円の収入が減っています。
- 茂庭副会長 水質的な問題はある。井戸会社は、膜を使って簡単なる過を行い供給しているので、大丈夫だと言っておりますが、水質の保証はできません。また、水道水と混合していますから水道局も責任が問われる。受水槽以降はユーザー責任というだけにはならない。
- 大西委員 年に一回くらいは、保健所の検査を受けますね。
- 茂庭副会長 受水槽が大きければ、受水槽の持ち主が検査を受けることとなりますが、10㎡以下ですとその義務はありません。
- 茂庭副会長 先ほどの水道料金の7割という話しですが、これは個々の契約の話しになります。例えば、病院と業者が契約した場合、仮に病院が水道局に毎月1千万円の水道料金を支払っていたとすると、そのうちの700万円で井戸も償却します。当然に水道水の使用量も減りますから、例えば使用量が半分に減った場合、料金は3分の1くらいに減ってしまいます。すると料金は300万円くらいに減ってしまいます。すると、水道料金との差額が400万円出るので、その金額で自己施設を償却するということになります。
- 営業課長 この場合、使用水量は、ほぼ0（ゼロ）に近いものになります。
- 茂庭副会長 ただ場所によって、地下水が安定しない場所がある。そのようなところでは、水道局との契約を残し、地下水が無くなった場合には水道水に切り替えるというところもあります。

営業課長

資料7-8の表の下段に代表的な水量別金額比較表があります。事業用の旧料金、新料金の差額では6,375円が一番高くなっています。

この表であれば値上げ幅は最大6,375円となります。事業用に負荷を掛けないという表であります。

檜山委員

家庭用と事業用の基本料金に差を設け、事業用の超過分の値上げ幅を抑えるということはいかがか。事業用の基本料金が値上げされても、逓増制が緩和されるのであれば負担感がないとの意見がありましたが、事業用の基本料金を逓増制の緩和を理由に値上げさせていただき、家庭用の基本料金の値上げ幅を抑えるということとはできないか。

武松会長

逓増制の話が絡んでいるので、ここからは、逓増制も含めて審議していきたいと思います。

譲原委員

数字として出ていないと思われるが、大口需要に対応するために行ってきた水資源の確保、あるいは施設の整備、それが結果として給水原価、総括給水原価に入るわけでしょうけれども、大口需要に対応するために行った投資から生じている給水原価の額というのは、たくさんあるのですか。そこのある程度分かっていないと、逓増制の料金体系について、事業用の大口需要家の必要とする水量に応じて、料金を逓増していくという理論的な根拠が無いということになる。

理論的な根拠が無い、あるいは薄くなっている。すでに資産が償却済みであるからなのでしょうね。

茂庭副会長

需要予測を行った時に用途別の予測を行っていればあると思います。

営業課長

伸び率だけです。

譲原委員

そうすると理論的に料金体系を作るのではなく、政策的な料金体系になりかねない。

茂庭副会長

それならば、口径別でいくしかない。口径別では管の太さを反映している。

譲原委員

そこが分かっている給水原価が大であれば、逓増制の料金体系は維持されるべきでしょうし、給水原価が小であれば、逓増制の料金体系は何らかの考慮が払われてしかるべしということになる。そうでないとすると、非常に難しい議論となる。

- 営業課長 大口の需要があったために、施設を造ったということはないと思われ
ます。
- 譲原委員 小田原市の場合、水が足りないから、水源確保のためにダムを造るな
どの大規模な事業をしておらず、目に見えるような多大な投資がなかつ
たので、給水原価の観点から言えば、その辺りがとても分かりにくいと
思う。いつ頃から給水量は増えたのか。
- 工務課長補佐 酒匂川の表流水を取水する前は、給水量は少ない。昭和40年代に入
り給水量が飛躍的に増加したが、県の第三次総合計画における酒匂川総
合開発事業により、飯泉取水堰から酒匂川の表流水を取水できたことで、
水量は確保できた。また、特に大口需要者のみを対象としての拡張事業
はない。
- 譲原委員 原水は余っているのか。
- 工務課長補佐 現在は余裕があります。
- 譲原委員 基本的に事業用は、こういう理由で家庭用より高いのです。あるいは、
大量に使う方々は、こういう理由で高くせざるを得ないのです。という
理由が無ければ家庭用と事業用の料金体系があまりに違うということ
は、おかしいという言い方は良くないが、料金格差を縮めていく方向で
あるべきだと思います。
- 営業課長 その考えの下、今回は家庭用と事業用の格差を無くそうという考えで
あります。将来的に口径別を採用するかの検討はしていないが、口径別
となれば家庭用も事業用もない。そうなるためにも家庭用と事業用の格
差を無くしていかなければならない。前回の審議会の資料7-6に県下
各事業体の料金表比較があるが、家庭用と事業用の格差が無くなって
いる市町がございます。他の市町が家庭用と事業用という用途を無くして
いるから小田原市も、という考えではございませんが、現在の基本料金
を見た場合、家庭用が1,220円、事業用が1,340円であり、差額
が120円でございます。それをある程度解消していきたいということ
で、資料7-7ですと基本料金は同額、資料7-8ですと15円の差額
となっているものでございます。また、もう少し差を設けても良いので
はないかというご意見もございましたが、120円をある程度圧縮して
いきたい、差を少なくしていきたいという考えの下に作成したものでご
ざいます。

営業課長 また、事業用の基本料金を値上げしても、件数が少ないので値上げの効果がございません。たとえ10円の値上げをしても、2ヶ月の基本料
金で約198万円しか増収になりません。

大西委員 逡増制の格差を縮めていく方向で、検討が行われているわけですね。

営業課長 そうです。
まず、基本料金での回収にシフトしていきたい。そして、家庭用と事
業用の料金格差を少しずつ無くしていきたいという考えの下に作成し
ております。

三浦委員 この審議会と関係ないが、下水道使用料も値上がりしますね。

大西委員 上下水道で料金が入る場所は違っても、料金の徴収は一緒に行わ
れている。料金についての審議は、上下水道が個々に行っているが、支
払う側にしてみると一度に値上がりしたように捉えられる。このため、
できるだけ値上げ幅は抑えた方が望ましいと思うが、経営が成り立たな
いという現実があり、難しい問題ですが、先送りしていいことではな
いと思います。

営業課長 料金改定に関し、下水道との関係については、審議会にお任せするが、
ご意見をいただければ、そこは考慮したいと思います。

岳下委員 基本料金回収率を家庭用と事業用でパーセンテージを別にする方法
を採ることはできないか。

武松会長 可能ですが、事業用の件数が少ないので、影響が少ないとのこと
です。

岳下委員 家庭用よりも、事業用をもっと値上げすることはできないか。
資料7-7を見ると、事業用の基本料金の改定率は42.16%です
が、超過料金の値上がりはしていない。例えば、事業用については、こ
の表を採用し、家庭用は39.34%を採用するという方法を採用するこ
とはできないか。

営業課長 できます。
ご意見は、資料7-8の事業用の基本料金を資料7-7の1,905円
にするということと思われるが、1,715円から1,905円に値上げ
した場合、190円の値上げとなるが、事業用の件数が少ないため影響
額は少ない。

譲原委員	事業用で一番多いのは、どのランクなのか。
営業課長	<p>前回の資料1をご覧ください。</p> <p>件数では、基本料金のランクが一番多くなっている。事務所や公園などが考えられます。</p>
譲原委員	業種別で、喫茶店や焼き鳥店などは、どのランクか。
営業課長	<p>前回の資料3をご覧ください。</p> <p>無作為に抽出したものですが、居酒屋さんの場合、1回当たりの水量は、412 m³～758 m³になっています。</p>
譲原委員	資料7-7を見ると、事業用の超過料金がどのランクも改定率は0%になっている。これは理屈無しに目立ちます。
営業課長	<p>事業用から家庭用へシフトするという逡増制の考え方から少し離れてしまうこととなるが、事業用の料金を少し上げることはできないかという検討はしました。ただ、難点になるのは結局のところ件数が少ないことである。上位30社の方に2万円ずつ余計に負担していただいた場合でも60万円しか増収しないことになります。</p>
譲原委員	<p>水需要に対する投資金額の回収という意味から言いますと、理論的な数字が無いので、そこは家庭用とほとんど一緒でいいわけですが、見た目で言うと、事業用の超過料金がどのランクも0（ゼロ）が並んでいるということになる。</p>
営業課長	<p>基本料金は1,905円か1,700円、1,715円か、ご審議いただきたいが、事業用の超過料金の改定率0%を修正することは可能です。</p> <p>資料7-8をご覧ください。事業用の超過料金につきましても、値上げをしております。この表よりも値上げをしたパターンを作成しましたが、資料7-8との違いは少ないものでした。</p>
檜山委員	<p>前回の資料1の上段の件数の表を見ると、基本料金の件数の割合は、家庭用が約30%で、事業用が約48%となっており、事業用の方が基本料金の割合が大きくなっている。</p>
営業課長	<p>そうです。</p> <p>基本料金の内訳は、事務所や公園などです。ただ、このランクで回収される金額は少ない。一番多いのは、10,001 m³以上のランクであります。</p>

- 檜山委員 問題としては、たくさんのお水を使っている事業所に出て行かれるのが困る。どのようにすれば、利用され続けられるのかということでありませぬ。
- 営業課長 そうです。
そこで、たくさんのお水を使っている事業所について、18%値上げすることはできませんので、そこを値上げしない方向で、家庭用と基本料金にシフトしています。
- 武松会長 大口需要者には、給水原価が130円や140円のを、260円近くで使っている。
- 木村委員 一般家庭の方々も、このことを理解しなければならない。給水原価がこれだけ掛かっていることを市民は知らないと思うので、このことを広報すればもっと関心を持ってもらえると思う。
- 譲原委員 水は安いという前提になっている。水が少しでも値上がりすると大騒ぎになる。この感覚を市民は変えなくていけない。
- 営業課長 500mlのペットボトル一本の水で、水道水が1㎡買えるということである。
- 木村委員 資料7-7にあるとおり、基本料金の改定率56.15%は高いと思うが、基本料金にウエイトを置くということであれば、ある程度、思い切ったことを行って、使用者も痛みを分かち合っていないといけないと思う。
- 大西委員 逆ザヤであることを市民は誰も知らないと思う。
- 営業課長 基本料金にシフトした場合、例えば、4人家族くらいの家庭で水道水を60㎡使用した場合、旧料金と新料金の差額は、資料7-7は1,185円、資料7-8は1,430円で、資料7-7の方が安くなっています。

三浦委員

考え方として、基本料金を上げることは賛成である。基本料金の値上げを考えた場合に、1日10円の値上げはどうだろうか。1日10円の値上げで、2ヶ月で610円。基本料金を610円値上げするのは、どうだろうかと自分では考えていた。1日10円と言われると、そんなものかな、という感じになる。

茂庭副会長

資料7-7の説明の際に、基本料金は、神奈川県営水道とほぼ同等になります、と説明がありました。事業は、それぞれ単独の事業体で行っているのですが、その事業体の中で料金を考えれば良いのですが、将来的に水道は広域化の動きが出てくる。そうなると一事業体で一料金となりますが、同じ小田原市の中で神奈川県水から給水を受けている方と、小田原市から給水を受けている方で、水道料金にあまり大きな差があることは、好ましいことではないと思う。同レベルまでとは言いませんが、少なくとも、あまり大きな格差が無いようなレベルが良いのではないかと思われる。

基本料金レベルを揃えて、従量料金については、小田原市は水源を安く手に入れているので、だいぶ安くなっています。という説明は通るのではないかと思われる。

木村委員

小田原市は神奈川県営水道の給水区域も入っている。現実、神奈川県営水道は小田原市の水道料金より高くなっている。同じ小田原市民であるので、基本料金の部分については、同額とはいかないまでも、横並びにする方向にしていかないと、話しが前に進んでいかないと思う。

武松会長

他にご意見はございますでしょうか。

武松会長

審議会として話を収束していかなければいけません。基本料金につきまして、改定率はパーセンテージで言うと、資料7-7では56.15%とあります。改定率が50%を切るようにするなど、細かい調整はできると思いますが、基本料金の回収率を32%にする場合、基本料金は1,905円、税込み2,000円になります。このあたりの基本料金回収率とする考え方で、基本料金についてはいかがでしょうか。

譲原委員

資料7-7を基本に50%を切るくらいが良い。また、資料7-7の事業用の超過料金の改定率に0(ゼロ)が並びすぎている。

営業課長

少し整理させていただきます。

家庭用の基本料金は、改定率は50%弱。それを基本に超過料金を算定する。事業用の基本料金につきましては、資料7-7ですと42.16%になっていますが、ここを値上げしてもあまり影響がございません。アパートの散水栓や公園の水飲み場、事務所が多いのですが、いかがしたらよろしいか。また、超過料金につきましては、一回当たりの使用水量が50,000m³など、大口は緩和をするということでもよろしいでしょうか。それと、決めていただきたいことは、事業用の基本料金です。資料7-7のとおり、このままでよろしければ、改定率は42.16%でございます。

檜山委員

影響が無いとは、水道局側の増収に影響がないということですね。

ただ、事業用の超過料金の改定率に0（ゼロ）が並ぶことはいかなるものか。事業用だけ超過料金が0%なのか、ということになる。企業の側に負担感が無いということであるならば、増収に影響が無いにしても、ここは、0%とせず改定率を入れるべきではないか。

営業課長

事業用の2,001m³以上の単価を修正するというのでしょうか。

この単価を修正した場合、計算方法が、使用水量×単価となるので、相当の金額となる。事業用については、資料7-8をベースと考えます。

資料7-7の家庭用については、基本料金は改定率50%を限度に調整させていただきます。事業用につきましては、超過料金の改定率が0%ではまずいというご意見ですので、資料7-8をベースに作らせていただきますが、事業用の超過料金2,001m³を超える単価を10円修正すると、使用水量が多いので、相当に金額変動が出ることとなります。

譲原委員

資料7-8をベースにすると、事業用の超過料金2,001m³を超える単価はいじらないのですね。

営業課長

そうです。

大西委員

大幅減収となる。

営業課長

次に、事業用の超過料金601m³～2,000m³をどうするかでございます。

譲原委員

資料7-8をベースにするということであれば、事業用の超過料金601m³～2,000m³も0%になるのでしょうか。

茂庭副会長

事業用の超過料金のランクは、ここまで細かく必要ですか。例えば、601 m³以上を同一料金にしても良い感じがしますが、いかがでしょうか。2,001 m³以上のランクを無くしてしまうという方法もある。減収にならないよう単価を設定すれば、改定率が0%でなくなる。

譲原委員

使用実態にバラつきがある。

営業課長

2,001 m³以上の大口需要者が収益的に大きいので、現段階で、この260円という単価はいじれない。また、601 m³～2,000 m³までのランクをいじった場合、積み上げ計算ですから、このランクは大口需要者の使用水量が多いので、この分が値上げになります。このランク区分につきましては、こちらにお任せ願いたい。

武松会長

確認をさせていただきます。

家庭用の基本料金ですが、改定率50%を下回る数値を出していただく。事業用につきましては、資料7-8をベースに家庭用の基本料金と差が付かないように再計算して算出するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

営業課長

料金表につきましては、次回の審議会で具体的な案を提示させていただくということよろしいでしょうか。

武松会長

それでは、次第の3へ進んでよろしいでしょうか。

次第の3では、「これまでの審議内容のまとめ」を行ってまいりたいと思います。先に資料を配布いたします。

これまで委員の皆様には、昨年8月27日に加藤市長から諮問を受けて以来、約半年にわたり、計6回の審議会を開催してまいりました。この間、委員の方から多くのご意見をいただき、小田原市の水道事業について、本当に熱心に審議していただきました。

本日の審議会で、一部審議が残っている部分もありますが、諮問に対する一通りの審議が済んだものと思われたいと思います。ここで一度確認の意味を含めまして、これまでの審議内容をまとめてまいりたいと思います。事務局から、これまでの審議内容のまとめをお願いします。

営業課担当者

それでは、「これまでの審議内容のまとめ」につきまして、ご説明いたします。今、お配りさせていただきました資料1をご覧いただきたいと思います。

こちらの資料に記載させていただいている内容が、これまでの審議会の中で、委員の皆様にご審議していただきました内容になるかと思えます。すなわち、今後、審議会の答申として、まとめていただく内容になるかと思えます。

(資料1を順番に読み上げる。)

武松会長

資料1には本日の審議分については掲載してございません。その後に出た数字と重複する部分、訂正する部分が出てくるかと思えますが、ご確認いただければと思います。

三浦委員

1小田原市水道料金の現状の「5」につきまして、以前の審議会で意見を述べさせていただきましたが、条例を制定し、井戸水への転換を増やさないようにする。また、現在、井戸水を使用されている企業に負担金を支払ってもらうなど、対策をとることが望ましいなどの注釈を付けたほうが良いと思えます。

次に、伺いますが、水道局では県を退職された方が、水道局の理事になるような俗に言う天下りはありますか。

営業課長

ございません。

営業課長

井戸水に関しまして、以前の審議会で秦野市の例を出させていただきましたが、その後、秦野市に確認をしたところ、条例で規制をしているとのことです。協力金につきましては、規則により規定をし、協力金は水道事業会計に入っているということでございます。

水道局と会社が協定を結び、メーターを付け、3ヶ月に一度収納が行われており、収納額は年間約3千万円から4千万円とのことです。

秦野市の状況をご説明いたしましたが、これを本市でも行うということではございません。また、規制について記載するかどうかは、ご審議いただきたいと思えます。

茂庭副会長

協力金を貰うことになった場合、水質的にも保証しなければならないのではないか。

譲原委員

条例で規制できるという理由がありますか。

営業課長 本市の場合、井戸水の使用に関しては届出条例となっている。そこを見直していくことが第一に考えられますが、所管は環境部になります。

茂庭副会長 地下水には所有権が生じない。財産権の問題が絡んでくる。
国土交通省には、地下水を公共財として位置づけるように話をしているが、国土交通省は一向に動きません。

園田委員 1 小田原市水道料金の現状の「5」に、井戸水の転換について規制を掛けたいと、盛り込むということでしょうか。

営業課長 審議会でご審議いただければと思います。

譲原委員 審議会として地下水の利用に規制を掛けるということは、単なる要望であれば良いが、いかがなものかと思う。

檜山委員 水道事業の現状と小田原市内で起きている現状ということでは、どのような表現で記載するかは別として、このような意見があったと、というような形での記載は必要であると思う。ただ、この審議会に課せられた直接的な課題ではないので、表現は別として問題提起は必要ではないかと思う。

武松会長 基本的には、本審議会は向こう5年間の計画であるので、その部分について、審議していけば良いということになりますが、将来的な意見も出ておりますので、答申本文以外のところに意見を書けなくはないと思います。
両論併記で構わないと思いますので、色々ご意見をいただければと思います。

譲原委員 水道を使っていたくために地下水使用の規制をするというのは反対です。積極的に水道を使っていたくためのPRをするということであり、そのために地下水を規制する必要はない。審議会として正式な意見として記載していくことはない。

檜山委員 地下水は公共性があるものだと捉えている。地下水利用者は地下水を汲み上げるための資本の投下は行っているが、地下水が公共財であるという観点から多少は公的な部分での負担をしていただきたい。地下水の枯渇や環境面の対策が必要であるので、意見として必要だと思います。ただ、このことを審議することが本来の目的ではないので、どのような形で記載するのか分かりませんが、わたしの意見といたしましては、このようなことです。

譲原委員

秦野市が協力金を貰っているとの話がありましたが、なぜ協力金を貰っているのですか。秦野市水の水源は地下水ではないですか。

秦野市自体が、水を地下に浸透させるという施策を行っている。そのことと関係があるのではないか。単に協力金をいただいているということだけを切り取ってくることで、話しが乱暴すぎるのではないか。

営業課長

秦野市の担当課長の話では、地下水はみんなの財産であると言われていました。共通財産ですから、企業で使った場合にも協力していただくのだということでした。

譲原委員

秦野市は、市民自体が地下に水を浸透させることに協力しています。なぜ協力金を貰っているのかを、しっかりと分析しないと、単に協力金を貰っているからと、話を持って来ることは、少し話しが乱暴すぎるのではないか。

営業課長

このことが審議のメインではございません。ご意見は色々と挙げていただき、次回の審議会で、どのように意見を答申に盛り込むか、ご審議いただきたい。

武松会長

概ねご意見も尽きたようでございますので、審議内容のまとめにつきましては、終わりたいと思います。

武松会長

委員の皆様にお伝えしてある予定では、審議会はあと1回となっておりますが、今まで審議してきた内容を、答申書という形でまとめなければなりません。答申書作成作業の進め方ですが、答申書の叩き台となるものを作成して、委員の皆様それぞれにそれを修正していただくという流れではいかがでしょうか。

(異議なし)

武松会長

叩き台となるものの作成につきましては、私の方で作成させていただき、委員の皆様へ早めに配布させていただき、十分に確認していただけるような時間を取ることができるようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

武松会長

これで本日の次第は、すべて終了しました。

本日配布された資料等については、次回の審議会までにあらためて目を通してご確認いただき、その上で最終的な審議を行ってまいりたいと思います。

次回の審議会では、答申書（案）、また、本日の審議を受けて修正されたデータの提示があると思いますが、それらについて審議いたしまして、審議会として、最終的に答申書をまとめてまいりたいと思いますので、委員の皆様よろしくお願ひします。

会長から次回の開催日時を伝え、第6回小田原市水道料金審議会を終了する。

事務局からの事務連絡後、水道局長の挨拶が行われ散会する。

以上

『料金表（案）及び資料7-7と資料7-8の違いと特徴』

本日、新たに料金表（案）2枚と資料7-7と資料7-8の違いと特徴という資料を配布させていただいております。

資料7-7と資料7-8につきまして、前回の審議会におきまして基本料金での回収率39%という資料を提示させていただきました。今回、新たに基本料金での回収率を32%（資料7-7）、基本料金での回収率を29%とした料金表（案）を作成いたしましたので、提示させていただきます。

資料7-7の基本料金1,905円は、神奈川県営水道を20^m使用した場合の水道料金である1,932円と同水準になるよう設定したものでございます。

資料7-8の基本料金1,700円は、資料7-7の基本料金1,905円から1割ほど金額を下げたものでございます。

資料7-9「資料7-7と資料7-8の違いと特徴」をご覧ください。

資料7-7の基本料金設定条件は、神奈川県営水道の20^mの水道料金1,932円と同水準とし、家庭用・事業用の基本料金は同額としております。基本料金の回収率は32%となります。逓増度については、家庭用は、使用水量の少ないランクの超過料金単価を値上げしたため、逓増度が緩和いたしました。事業用は、超過料金の単価を据え置く形をとっております。家庭用・事業用の格差につきましては、家庭用・事業用の基本料金を同額といたしました。そして、超過料金については、家庭用のみを値上げしたため、家庭用は事業用に近づき、その格差は縮まっております。家庭用・事業用の1^m当たりの平均単価を算出したところ、家庭用は121.79円、事業用は205.85円となりました。

続きまして、資料7-8につきまして、家庭用の基本料金は、基本料金改定の影響の大きさを考え、基本料金の改定率が40%を超えないように設定したものでございます。また、事業用の基本料金は、1,905円から1割減額したものでございます。その結果、基本料金回収率は29%となりました。逓増度につきまして、家庭用は、使用水量の少ないランクの超過料金単価を値上げしたため、逓増度が緩和しておりますが、資料7-7に比べ基本料金が安くなったため、超過料金の値上げ幅が大きくなっております。事業用は、使用水量の少ないランクの超過料金単価を値上げし、600^m以上のランクを据え置いたため、逓増度が緩和いたしました。資料7-7に比べ基本料金が安くなったため、超過料金の値上げをせざるを得なくなりました。次に家庭用・事業用の格差につきまして、旧料金表での基本料金の格差は120円でしたが、新料金表では15円となり、基本料金の格差は縮まっております。事業用の超過料金は、家庭用の超過料金の値上げ額よりも小さくしたため、格差は縮まっております。ただし、資料7-7と比較すると、格差の縮まり幅は小さくなっております。家庭用・事業用の1^m当たりの平均単価を算出したところ、家庭用は120.63円、事業用は209.93円となりました。その他といたしまして、値上げ額は、30%を占める基本水量使用者よりも、基本水量を超える使用者の方の負担が大きくなっております。生活弱者と言われる方が、基本水量以内の使用量であればよいが、基本水量以上使用していた場合には、負担が大きくなることとなります。

資料7-7及び資料7-8、資料7-9についての説明は以上となります。よろしくお願いたします。